

## はじめに

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにするために、統計法に基づく指定統計第10号として、製造業に属する事業所を対象として毎年実施されています。

この結果報告書は、平成17年調査の奈良県分を独自に集計し、公表するものです。

この報告書が本県の製造業の実態の解明はもとより、工業に関する基礎資料として中小企業振興対策等の各種行政政策に活用されるとともに、企業経営、学術研究等の資料として幅広く利用していただければ幸いと存じます。

本調査の実施にあたり格別のご協力をいただきました事業所の方々をはじめ、調査員、指導員並びに市町村の関係各位に対し厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年3月

奈良県総務部長 滝川 伸輔

## 目 次

利用上の注意	1
I 調査結果の概要（従業者規模4人以上の事業所）	
1. 概況	7
2. 事業所数	8
3. 従業者数	10
4. 製造品出荷額等	12
5. 付加価値額	14
6. 現金給与総額	16
7. 原材料使用額等	18
8. 付加価値率、現金給与率、原材料率及び年末在庫率	20
付表 累年比較表（全事業所）	21
II 統計表	
第1表 累年比較統計表（従業者4人以上の事業所）	23
第2表 産業中分類別統計表（従業者4人以上の事業所）	29
第3表 産業中分類別統計表（従業者30人以上の事業所）	32
第4表 従業者規模別統計表	44
第5表 産業細分類別統計表（従業者4人以上の事業所）	52
第6表 品目別統計表（従業者4人以上の事業所）	76
第7表 市町村別統計表（従業者4人以上の事業所）	101
第8表 市町村別統計表（従業者30人以上の事業所）	104
第9表 市町村別中分類別統計表（従業者4人以上の事業所）	106
第10表 12市別産業3類型別統計表（従業者4人以上の事業所）	148
第11表 産業中分類別統計表（従業者3人以下の事業所）	149
第12表 産業細分類別統計表（従業者3人以下の事業所）	152
第13表 品目別統計表（従業者3人以下の事業所）	170
第14表 市町村別統計表（従業者3人以下の事業所）	184
第15表 市町村別中分類別統計表（従業者3人以下の事業所）	185

# 利 用 上 の 注 意

## 1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的としています。

## 2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（指定統計第10号）であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されます。

## 3 調査の期日

平成17年工業統計調査は、平成17年12月31日現在で実施しました。

## 4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類F－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）です。

工業統計調査は、西暦末尾0、3、5、8年については全数調査を実施し、それ以外の年は従業者4人以上の事業所を調査の対象としています。

## 5 調査の方法

工業統計調査は、従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っています。

## 6 調査項目の説明

### （1）事業所数

事業所数は、12月31日現在の数値です。

事業所とは、一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれるもので、一区画を占めて製造、加工を行っているものをいいます。

### （2）従業者数

従業者数は、12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計です。

① 常用労働者とは次のいずれかの者をいいます。

（ア）期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。

（イ）日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち、11月と12月にそれぞれ18日以上雇われていた者。

（ウ）人材派遣会社からの派遣従業者、親企業からの出向従業者などで、雇用期間が（ア）、（イ）に準じる者。

（エ）重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

（オ）事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

②個人事業主及び無給家族従業者とは、業務に従事している個人事業主とその家族で無報酬で、常時就業している者をいいます。

③臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている者をいいます。従業者数には含めません。

### （3）現金給与総額

現金給与総額は、1年間に常用労働者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計です。

その他の給与とは、常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などです。

#### (4) 原材料使用額等

原材料使用額等は、1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費であり、消費税額を含んだ額です。

#### (5) 製造品出荷額等

製造品出荷額等は、1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理工料収入額、製造工程からでたくず・廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額です。

- ① 製造品出荷額とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原料を他に支給して製造させたものを含む）で、1年間に出荷した額です。統計表の製造品出荷額には製造工程からでた「くず・廃物」の出荷額及びその他の収入額も含めて表示しています。
- ② 加工賃収入額とは、他の所有に属する原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品または半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った、または受けるべき加工賃です。
- ③ その他の収入額とは、冷蔵保管料、広告料、自家発電の余剰電力の販売収入額などです。

#### (6) 有形固定資産

有形固定資産とは、その事業所で所有する「土地」、「建物、構築物」、「機械、装置」、「船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等」をいい、帳簿価額又は評価額によります。

- ① 年初現在高とは、1月1日現在で事業所が所有する有形固定資産です。
- ② 取得額とは、1年間の増加額です。同一企業の他の事業所から引渡しを受けた場合も含まれます。
- ③ 除却額とは、1年間に有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引渡しなどの額です。
- ④ 減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却引当金として計上された額です。
- ⑤ 建設仮勘定とは、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両等の固定資産を建設するようなときで完成まで数年を要する場合、この建物に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、製品の場合の仕掛品に相当し、「建設仮勘定の増」は1年間にこの勘定の借方に加えられた額をいい、また、その減は1年間にこの勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

#### (7) リース契約による契約額及び支払額

リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいいます。

リース契約額とは、新規に契約したリースのうち、1月から12月までにリース物件が納入、設置されて検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース契約額をいいます。

リース支払額とは、1月から12月までに物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額をいいます。したがって、調査年以前にリース契約した物件に対して、當年に支払われたリース料を含みます。

#### (8) 製造品、半製品及び仕掛け品、原材料及び燃料の在庫額

在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。年初とは1月1日現在で、年末とは12月31日現在です。

#### (9) 工業用地

- ① 敷地面積とは、12月31日現在において事業所が使用している敷地（借地を含む）の全面積です。ただし、社宅、寄宿舎、グラウンド及びその他の福利厚生施設等が生産設備の敷地と道路等で明確に区別されているものは除きます。
- ② 建築面積とは、事業所敷地内にあるすべての建築物の面積の合計です。12月31日現在建築中のものであっても、帳簿に建設仮勘定として計上したものは含まれます。
- ③ 延べ建築面積とは、事業所敷地内にあるすべての建築物の各階の面積の合計です。

#### (10) 工業用水

1月1日から12月31日までの1年間に事業所で使用した総用水量を年間操業日数で除した1日当たりの用水量です。

#### (11) 本書に使用されている算式は次のとおりです。

- ① 生産額=製造品出荷額等+（製造品年末在庫額-製造品年初在庫額）+（半製品及び仕掛品年末在庫額-半製品及び仕掛け品年初在庫額）  
従業者29人以下の事業所については、生産額=製造品出荷額等
- ② 付加価値額=生産額-（内国消費税額+推計消費税額）-原材料使用額等-減価償却額  
従業者29人以下の事業所については、付加価値額=粗付加価値額
- ③ 粗付加価値額=製造品出荷額等-（内国消費税額+推計消費税額）-原材料使用額等
- ④ 付加価値率=（付加価値額×100）/（生産額-内国消費税-推計消費税）
- ⑤ 現金給与率=（現金給与総額×100）/（生産額-内国消費税-推計消費税）
- ⑥ 原材料率=（原材料使用額等×100）/（生産額-内国消費税-推計消費税）
- ⑦ 投資額=有形固定資産の取得額+(建設仮勘定の増-建設仮勘定の減)
- ⑧ 年末在庫率=（年末在庫額×100）/（生産額-内国消費税-推計消費税）
- ⑨ 有形固定資産年末現在高=年初現在高+取得額-除却額-減価償却額
- ※ 内国消費税額=酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は、納付すべき税額の合計

推計消費税額=消費税等込みの製造品出荷額等の金額と「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」を用いて推計した消費税額

### 7 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

#### (1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定します。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定します。次に、その決定された2桁番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとします。

#### (2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により産業を決定しているものがあります。

### 8 産業分類

平成14年に日本標準産業分類が改訂されたことに伴い、工業統計調査においても産業分類が変更されました。一部の例外を除き、日本標準産業分類と工業統計調査の産業分類は一致しています。

変更の内容は次のとおりです。もやし製造業は「食料品製造業」から「農業」へ、新聞業及び出版業は「出版・印刷・同関連産業」から「情報通信業」へと、製造業以外へ移行しました。

また、「電気機械器具製造業」は「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」へ3分割され、「武器製造業」は「その他の製造業」に統合されました。

なお、産業分類改訂に伴う、平成13年以前のデータの変更は行っておりません。

旧分類（平成13年まで）		新分類（平成14年から）	
産業中分類名		産業中分類名	
12 食料品製造業	09 食料品製造業	13 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲料・たばこ・飼料製造業
14 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）	11 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）	15 衣服・その他の繊維製品製造業	12 衣服・その他の繊維製品製造業
16 木材・木製品製造業（家具を除く）	13 木材・木製品製造業（家具を除く）	17 家具・装備品製造業	14 家具・装備品製造業
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	15 パルプ・紙・紙加工品製造業	19 出版・印刷・同関連産業	16 印刷・同関連業
20 化学工業	17 化学工業	21 石油製品・石炭製品製造業	18 石油製品・石炭製品製造業
22 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	19 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	23 ゴム製品製造業	20 ゴム製品製造業
24 なめし革・同製品・毛皮製造業	21 なめし革・同製品・毛皮製造業	25 窯業・土石製品製造業	22 窯業・土石製品製造業
26 鉄鋼業	23 鉄鋼業	27 非鉄金属製造業	24 非鉄金属製造業
28 金属製品製造業	25 金属製品製造業	29 一般機械器具製造業	26 一般機械器具製造業
30 電気機械器具製造業	27 電気機械器具製造業	31 輸送用機械器具製造業	28 情報通信機械器具製造業
32 精密機械器具製造業	29 電子部品・デバイス製造業	33 武器製造業	30 輸送用機械器具製造業
34 その他の製造業	31 精密機械器具製造業		32 その他の製造業



産業中分類の略称は以下のとおりです。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食 料 品	21 なめし革・同製品・毛皮製造業	な め し 革
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料 ・ 飼 料	22 窯業・土石製品製造業	窯 業 ・ 土 石
11 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）	繊 維	23 鉄鋼業	鐵 鋼
12 衣服・その他の繊維製品製造業	衣 服	24 非鉄金属製造業	非 鉄 金 属
13 木材・木製品製造業（家具を除く）	木 材	25 金属製品製造業	金 属 製 品
14 家具・装備品製造業	家 具 ・ 装 备 品	26 一般機械器具製造業	一 般 機 械
15 パルプ・紙・紙加工品製造業	パ ル プ ・ 紙	27 電気機械器具製造業	電 気 機 械
16 印刷・同関連業	印 刷	28 情報通信機械器具製造業	情 報 通 信 機 械
17 化学工業	化 学	29 電子部品・デバイス製造業	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス
18 石油製品・石炭製品製造業	石 油 ・ 石 炭	30 輸送用機械器具製造業	輸 送 機 械
19 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	塑 料	31 精密機械器具製造業	精 密 機 械
20 ゴム製品製造業	ゴ ム 製 品	32 その他の製造業	そ の 他

産業3類型別の区分は以下のとおりです。

基礎素材型産業	木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック、ゴム製品、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品
加工組立型産業	一般機械、電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス、輸送機械、精密機械
生活関連型産業	食料品、飲料・飼料、繊維、衣服、家具・装備品、印刷、なめし革、その他

文中において「基礎素材型」、「加工組立型」、「生活関連型」と表示しています。

## 9 符号及び注記

(1) 図表の中で用いられている符号は次のとおりです。

「-」・・・当該数値のなし

「X」・・・秘匿(個々の申告者の秘密を守る事が目的)もしくは、当該数値なし

(2) 図表では単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

## 10 その他の注意事項

この報告書は、平成17年12月31日現在で実施した工業統計調査の結果を奈良県が独自に集計した数値であり、後日経済産業省が公表する数値と相違する場合があります。

## 11 問い合わせ先

この報告書についてのお問い合わせ等は、下記までお願いします。

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県統計課

電話 0742-27-8441 (ダイヤルイン)

